

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アフガニスタ ン	アフガニスタン・イスラム共和国政府に対するアフガニスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	アフガニスタンの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むアフガニスタンの経済の生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	1,500,000千円 -----	H21.3.17 カブール で (同日)	日本側 志水史雄在アフガ ニスタン臨時代理大使 アフガニスタン側 アフト タルサマツト外務省第一 政務局長	H21.4.6 176号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。